

沖縄県新規就農者育成方針

令和4年5月23日 制定

1. 趣旨

本県の農業・農村は、安全で安心な食料を安定的に供給する重要な役割を担い、地域経済を支えるとともに、環境の保全、景観の形成、農村文化の伝承など多面的機能を担うなど重要な役割を果たしている。

しかしながら、農業就業者の減少・高齢化・後継者不足など担い手の育成・確保が大きな問題となっている。

このような中、担い手については、農業後継者、新規学卒者、農外新規参入者など、総合的な受入体制を整備し、意欲に溢れ、経営的感覚に優れた人材の育成・確保に取り組むことが重要である。

また、増加傾向にある農業法人等の雇用者や中高年の就農希望者についても、農業の担い手として育成していく必要がある。

このため、担い手育成・確保について、基本的な考え方や進め方を盛り込んだ沖縄県新規就農者育成方針（以下「育成方針」という。）を定め、行政・関係団体と農業者の連携強化を図りつつ、農業担い手の育成・確保に向け全県的に展開していくこととする。

2. 新規就農者の確保に向けた課題、目標

本県において基幹的農業従事者数については減少傾向にあり、とりわけ65歳以上の層が高く、年々高齢化が進展している。農業・農村の持続的な発展を得るためには、農業就業者の確保、とりわけ若年層の新規就農者の確保が喫緊の課題である。そのため、農業分野では、農業大学校等研修教育施設や先進農家の元で就農準備を進める者等、意欲的に就農を希望する人材などに対し、農業経営資源（技術・農地・資金等）を効果的に活用し就農相談から就農定着まで一貫した支援を推進し、年間300名の新規就農者の育成・確保を目標に努める。

3. 新規就農者に対するサポート内容

(1) 就農準備支援

- ・新規就農全般の相談窓口設置（沖縄県新規就農相談センター、市町村、沖縄県農業協同組合）
- ・新規就農相談会の開催（沖縄県新規就農相談センター）
- ・就農サポート講座及び就農トライアル相談会の開催（沖縄県立農業大学校）
- ・研修機関及び先進農家と研修生のマッチング支援（沖縄県新規就農相談センター）
- ・求職者と求人者のマッチング支援（沖縄県新規就農相談センター）

- ・ 県内の農地の紹介・斡旋（沖縄県農業振興公社（農地中間管理機構））
- ・ 就農準備中の生活に関わる相談支援（沖縄県新規就農相談センター）
- ・ 就農準備資金を活用した支援（（公財）沖縄県農業振興公社）

等

（２）就農定着支援

- ・ 販路の相談・確保の支援（普及指導機関等）
- ・ 新規就農者に対する技術情報の提供及び指導（普及指導機関）
- ・ 新規就農講座の開催（普及指導機関）
- ・ 農の雇用資金を活用した労働力の確保（（一社）沖縄県農業会議）
- ・ 県内の農地の紹介・斡旋（沖縄県農業振興公社（農地中間管理機構））
- ・ 県内５地域で新規就農者を対象にした交流会の開催（青年クラブ）
- ・ 経営発展支援事業を活用した、機械・施設等の導入支援（市町村）
- ・ 経営開始資金を活用した支援（市町村）

４．経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の別表１の２に基づく沖縄県加算ポイントの設定

沖縄県加算ポイントの考え方は、下記の通りとする。

（１）優れた担い手確保に関する要件

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| ア | 農業大学校等研修教育機関の卒業生 | ・・・４点 |
| イ | 先進農家等農業研修の修了生 | ・・・３点 |
| ウ | 雇用就農から独立・新規就農への転換 | ・・・２点 |
| エ | 農業高校の卒業生又は県内普及指導機関の就農講座受講生 | ・・・１点 |

（２）栽培品目に関する要件

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| ア | 就農地で拠点産地となっている品目を栽培 | ・・・３点 |
| イ | アに該当しない就農地で沖縄県が定める戦略品目又は安定品目を栽培 | ・・・２点 |

（３）新規参入者に関する要件

- | | | |
|---|--------------------------------|-------|
| ア | 新たに農地を取得し新規参入する者 ^{注)} | ・・・１点 |
|---|--------------------------------|-------|

注) 非農家出身で、農地等の所有権または利用権の取得により新たに農業経営を開始した者。

農家出身であっても、他産業に従事した後、自ら農地等の取得を行い、新たに農業経営を開始した者（親等からの経営継承は除く）。

※原則、上記沖縄県加算ポイントにしたがって配点を行うが、沖縄県配分ポイントに過不足が生じた場合には、下記計算式により、過不足が限りなくゼロになるよう交付対象者候補毎に合計ポイントの補正を行うものとする。

【計算式】※補正の算出結果は、小数点第1位を四捨五入し、整数で表記

・ 交付対象者候補毎の合計ポイント×沖縄県加算ポイント／配分ポイントの合計